

令和6年5月27日

保護者の皆様

岡崎市立東海中学校  
校長 長谷川勝一

## 暴風警報・暴風雪警報時の登下校について

- 1 岡崎市に「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」が発表されたときの生徒の登校について
  - (1) 午前6時までに暴風警報が解除された場合  
(始業時刻午前8時の2時間前までに解除) ⇒**平常通り授業を行います。**
  - (2) 午前6時から午前11時までに暴風警報が解除された場合  
⇒**午後1時から授業を開始します。**  
※ 変更になりました。
  - (3) 午前11時を過ぎても暴風警報が解除されない場合  
⇒**この日の授業はないので登校しません。**
  - (4) 登校途中で警報がでたことを知った場合 ⇒**すぐに帰宅します。**
  - (5) 休日(土曜・日曜・祝日・代休日・長期休業など)に暴風警報が出た場合  
⇒**登校してはいけません。**
- 2 登校後に「岡崎市」に「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」が発表された場合
  - (1) 気象条件等を総合的に判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合  
⇒**教師の指示で授業を中断して速やかに下校します。**
  - (2) 暴風警報が解除されても、戸外の通行が危険だと判断した場合  
⇒**安全だと確認できるまで生徒を学校に残します。保護者の方が迎えに来ていただければ保護者と共に下校します。**

(注)「岡崎市」に暴風警報が出ているかをテレビの情報画面、気象庁の発表等で御確認ください
- 3 南海トラフ地震に関する情報が発表された場合  
⇒**暴風警報・暴風雪警報が発表された場合の対応と同じとします。**
- 4 その他のお願い
  - 「岡崎市」に「**特別警報**」が発表された場合
    - ①「特別警報」が登校前に出された場合は、学校から連絡があるまで自宅学習とします。
    - ②「特別警報」が登校後に出された場合は、学校待機、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等、状況に応じて実施します。  
※ **連絡は、基本、学校配信メールで行います。**
  - 通学路の状況や風雨の強さ等で登校できない場合
    - 1の(1)(2)の場合や、大雨洪水警報、土砂災害警戒情報等が出され、通学路の冠水・河川の増水・積雪・道路や橋の破壊・電線の断線等で、お子様の通学が困難だと保護者が判断された場合⇒**お子様を登校させないでください。その場合は、学校へ御連絡(基本的に、オンラインによる欠席連絡)を願います。**